

23 教科書制度等について

1 教科書とは

(1) 教科書の定義

教科書とは「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校に置いて、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています。（教科書の発行に関する臨時措置法第2条）

(2) 教科書の種類と使用義務

教科書には、文部科学省の検定を経た教科書と、文部科学省が著作の名義を有する教科書があり、学校教育法第34条には、小学校においては、これらの教科書を使用しなければならないと定められています。この規定は、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されます。

2 教科書が使用されるまで

(1) 著作・編集

教科書発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し検定申請します。

(2) 検定

発行者から検定申請された申請図書^{*1}は、教科書として適切であるかどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官による調査が行われます。

審議会での専門的・学術的な審議を経て答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定を行います。

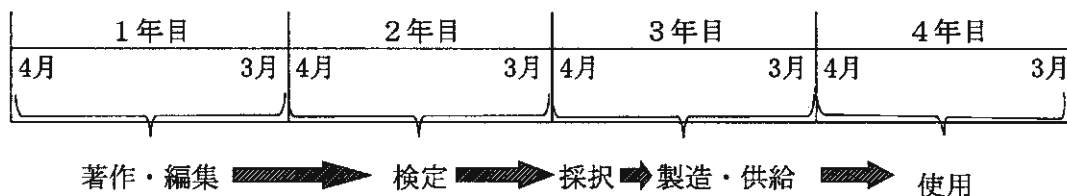
(3) 採択

検定済教科書は、1種目（教科書の教科ごと）について数種類存在するため、この中から学校で使用する1種類の教科書が決定（採択）される必要があります。

採択の権限は、公立学校については、所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にあります。

○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ

検定は、それぞれの教科書について、おおむね4年ごとの周期で行われます。



※1「申請図書」とは、教科用図書の著作者又は発行者が、文部科学大臣に検定の申請をしている図書のことです。

3 教科書採択の公正確保

教科書発行者は、「教科用図書検定規則実施細則」や文部科学省からの指導などに基づき検定中の教科書を適切に管理することなどが求められています。

そのため、各学校の教職員は、教科書が使用される基本的な流れのほか、教科書採択にかかわる各種法令や文部科学省の指導の内容等を理解しておくことが大切です。

(1) 教科用図書検定規則実施細則

第5 申請図書等の公開 (3) 申請図書等の適切な情報管理

- ② 申請者は、文部科学省が申請図書の検定審査の結果を公表するまでは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう適切に管理しなければならない。

(2) 文部科学省による指導

文部科学省は、発行者や採択関係者に対して、採択の公正確保の観点から、制限が必要な次の事項について指導を行っています。

- ①各教育委員会等への教科書見本の送付上限部数、送付時期
- ②採択関係者への教科書見本の献本や貸与の禁止
- ③検定申請本等の営業活動への使用や、採択関係者その他の第三者への提供・開示の禁止
- ④採択関係者等を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等へ従事させることの制限
- ⑤採択期間中における講習会又は研修会等の主催や関与の禁止
- ⑥採択関係者の自宅訪問の禁止
- ⑦採択の勧誘を目的とした金銭等の供与やその申出の禁止
- ⑧他の発行者やその教科書の内容に関する誹謗中傷の禁止

4 留意事項

- 教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教員等から意見を聴取することは、大きな意義がありますが、一方で、仮に教科書発行者と教員等の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つようにしなければなりません。

特に、教員等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る際には、その可否・手続等について、法令や条例・規則等に従わなければならないとともに、検定期間中又は採択期間中における意見聴取の対価として教科書発行者から金品を受け取ることは、公正性、透明性が求められる教科書採択に対する信頼を損ねる可能性があることに十分留意する必要があります。

また、実際の対応について不明な点がある場合は、事前・事後を問わず、教育委員会（服務監督権者）に相談し、適切な助言を受けてください。

- 教職員が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合、その内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反する可能性があり、ひいては懲戒処分や訓戒措置の対象となることがあります。